

不利益処分の処分基準

	処 分 の 内 容	届出不履行の児童扶養手当支払の差止め
	根拠法令及び条項	児童扶養手当法第１５条
	所管部課係名	こども未来部こども支援課こども給付係
基 準	処 	
	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	児童扶養手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第２８条第１項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時的に差し止めることができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）